

2026/03/19 (予定) 改正

## 令和 8年 4月 子ども・子育て支援金創設に対応 他 1 件

Ver.260312

### 令和 8年 4月 子ども・子育て支援金創設に対応

「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、令和 8年 4月分（5月納付分）より従来の一般保険料および介護保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。

当サービスでは、以下のように対応します。

- 令和 8年 4月以降、[\[共済学校区分\] メニュー](#)の[短期給付等掛金率] ページの掛金率に「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。
- [\[社会保険設定\] メニュー](#)の【短期（福祉）内訳】の使用区分を「1：使用」に設定することで以下も変更されます。
  - [\[教職員情報\] メニュー](#)の[社保] ページに「（子育て支援金）」が表示されます。短期標準報酬月額に応じて、保険料が表示されます。  
上記に伴い、汎用データの教職員情報データに項目が追加されます。  
詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」の「教職員情報データ」をご確認ください。
- 各種管理資料でも、子ども・子育て支援金（子育て支援金）について集計ができます。

#### 対応メニュー

- [法人情報 - 社会保険 - 共済学校区分] メニュー
- [教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報] メニュー
- [教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報一括登録] メニュー
- [教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報参照] メニュー
- [教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報データ受入] メニュー
- [教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報データ作成] メニュー

#### 各種管理資料メニュー

- メインメニュー右上の （データメンテナンス）から [汎用データ作成 - 教職員管理 - 教職員情報データ作成] メニュー
- メインメニュー右上の （データメンテナンス）から [汎用データ受入 - 教職員管理 - 教職員情報データ受入] メニュー

### 令和 8年 4月 通勤手当の非課税限度額改正に対応

#### 補足

通勤手当に関する取扱いについては、制度改正に向けた検討段階の内容を踏まえて記載しております。  
以下の内容に変更がありましたら、改めてご案内いたします。

- 通勤距離が片道 65 km以上の給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、以下のように引き上げられます。

片道の通勤距離	1 カ月当たりの非課税限度額	
	改正前	改正後
55 Km以上 65 Km未満	38,700 円	同左
65 Km以上 75 Km未満		45,700 円
75 Km以上 85 Km未満		52,700 円
85 Km以上 95 Km未満		59,600 円
95 Km以上		66,400 円

これに伴い、[「教職員情報」メニュー](#)の[通勤]ページの「通勤手当3」に支給額と片道距離を入力すると、非課税通勤費と課税通勤費が改正後の金額で判定されます。

- 一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合の1 カ月あたりの非課税限度額が、通勤距離に応じた通勤手当の非課税限度額に、駐車場代相当額（上限：月 5,000 円）を加算した金額となります。

これに伴い、[「教職員情報」メニュー](#)の[通勤]ページの「通勤手当3」に「支給額（駐車場等）」が追加されました。

上記に伴い、汎用データの教職員情報データに項目が追加されます。

詳細は、「[データ受入形式一覧表](#)」の「教職員情報データ」をご確認ください。

## 関連メニュー

[教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報] メニュー

[教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報一括登録] メニュー

[教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報参照] メニュー

[教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報データ受入] メニュー

[教職員管理 - 教職員情報 - 教職員情報データ作成] メニュー

メインメニュー右上の（データメンテナンス）から [汎用データ作成 - 教職員管理 - 教職員情報データ作成] メニュー

メインメニュー右上の（データメンテナンス）から [汎用データ受入 - 教職員管理 - 教職員情報データ受入] メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。